

役員等の報酬及び費用に関する規則

(目的及び意義)

第1条 この規則は、公益社団法人日本新聞販売協会（以下「本会」という。）の定款第26条及び第27条第5項の規定に基づき、役員等の報酬等及び費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

(定義等)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員のほか、参与、相談役及び顧問を含むものとする。
- (3) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費、宿泊費等をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 本会は、役員等の職務執行の対価として理事会及び理事会に準ずる役員会等に出席の都度現金で、謝金として一人あたり5,000円を限度とした金額を支給することができる。

- 2 役員等のうち法律又は会計に関して専門知識を有する顧問には、報酬として別表第1に定める金額を支給する。この場合において、支給方法は1事業年度毎に銀行振込にて行うこととする。
- 3 役員等には、賞与及び退職慰労金は支給しない。
- 4 役員が使用人を兼ねるときは、給与規程に基づく給料、通勤手当等を支給し、この規則に基づく報酬等は支給しない。

(費用)

第4条 本会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、その都度現金にてこれを支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、会長、副会長、専務理事及び主計理事における日常の職務の遂行に係る通信費に関しては、最終の理事会において別表第2に定める金額を、出席者にあつては現金にて支給できるものとし、欠席者にあつては銀行振込にて支給できるものとする。ただし、2以上の役職を兼任する役員は、その一つの役職に限定する。

- 3 役員が使用人を兼ねるときは、職員出張旅費規程に基づく鉄道賃、航空賃、宿泊費等を支給し、この規則に基づく費用は支給しない。

(公表)

第5条 本会は、この規則をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改正)

第6条 この規則の改正は、総会の議決により行うものとする。

(補則)

第7条 この規則の実施に関し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

別表第1 (顧問報酬年額表)	
①法律に関して専門知識を有する者	60万円
②会計に関して専門知識を有する者	90万円

別表第2 (会長、副会長、専務理事及び主計理事通信費年額表)	
①会長	10万円
②副会長、専務理事及び主計理事	5万円

附則

この規則は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

附則

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

この規則は、令和3年4月15日から改正施行する。

この規則は、令和6年7月29日から改正施行する。